

(参考)「保育を必要とする事由」を証明する書類一覧表

	保護者の状況	提出が必要な書類※1 (●は必須、数字○はいずれかの提出が必要)	備考
1	常勤 パート 内職	●就労証明書※2 (事業者が証明)	就労先等が2か所以上の方は、それぞれの就労先の就労証明書をご提出ください。
2	就労内定先 がある場合	●就労証明書※2 (事業者が証明)	「11 就労実績」には、就労を開始してからの3か月間の見込みで日数・時間ともに記入を依頼してください。
3	自営業 個人事業主 フリーランス	●就労証明書※2 ①確定申告書 (令和3年までに就労を開始した方) ②開業届 (令和4年以降に就労を開始した方)	就労証明書と合わせて、左記のとおり、自営業を行っていることが確認できる書類の提出が必要です。 ※左記の書類が提出できない場合 ・報酬のわかるもの ・請負契約書 ・営業上必要な材料の仕入れ伝票 などで確認をさせていただきます。
4	法人経営者	●就労証明書※2 ①源泉徴収票 (令和3年までに設立された方) ②登記簿謄本 (令和4年以降に設立された方)	就労証明書と合わせて、左記のとおり、法人の経営者であることが確認できる書類の提出が必要です。
5	自営業の協力者	●就労証明書※2 (事業者が証明) ①源泉徴収票 又は 確定申告書 (令和3年までに就労を開始した方) ②青色事業専従者給与に関する届出書 (令和4年以降に就労を開始した方)	就労証明書と合わせて、左記のとおり、事業主より給与の支払いが確認できる書類の提出が必要です。
6	親族経営会社 への従事者	●就労証明書※2 (事業者が証明) ①源泉徴収票 (令和3年までに就労を開始した方) ②雇用契約書 (令和4年以降に就労を開始した方)	就労証明書と合わせて、左記のとおり、雇用契約又は給与の支払いが確認できる書類の提出が必要です。
7	育児休業 みなし育児	●就労証明書※2 (事業者が証明) 産休/育児の取得(予定)欄の記載又は元の勤務先に戻ることができる旨の証明書の提出が必要	下記の①又は②に該当する場合であって、休業前に給付認定(新2号認定)の就労で幼稚園等に在園している場合には、生まれたお子様が1歳になる年度の末日まで当該認可外保育施設等での保育の継続ができます。 ① 育児休業を取得する場合 ② 育児休業を取得できないが、休業後には元の勤務先に育児休業を取得する前と同条件で復帰することを事業者が認めている場合
8	求職中	-	書類の提出は必要ございません。 「施設等利用給付認定申請書(2号・3号)」の裏面②に必要事項をご記入ください。
9	病気又は心身に 障害がある場合	①医師の診断書※2※3 ②障害者手帳等の写し	「施設等利用給付認定申請書(2号・3号)」の裏面⑤又は⑥に必要事項をご記入ください。
10	親族の看護又は 介護をしている場合	●介(看)護状況届出書 ①医師の診断書※2※3 ②ケアプラン 又は 障害者手帳等 の写し	・具体的な状況を「介(看)護状況届出書」にご記入ください。 「介(看)護状況届出書」については、清瀬市ウェブサイト又は窓口で入手してください。 ・「施設等利用給付認定申請書(2号・3号)」の裏面⑦に必要事項をご記入ください。
11	大学や職業訓練学校 に通学している場合	●時間割 ①在学証明書※2 ②学生証の写し	「施設等利用給付認定申請書(2号・3号)」の裏面⑧に必要事項をご記入ください。
12	出産する場合	●母子健康手帳の写し	・表紙及び分娩予定日のわかるページの写しを提出してください。 ・「施設等利用給付認定申請書(2号・3号)」の裏面④に必要事項をご記入ください。

※1 兄弟・姉妹の園児分を同時に申請する場合、保育の必要性を証明する書類は、下の園児に原本、上の園児にコピーを添付してください。

※2 各証明書、診断書の有効期限は、申込時点で証明日から3か月以内です(コピーでも構いません)。

※3 診断書を提出された場合はその内容で保育の必要性を確認するため、保育の認定ができない場合があります。